

「いしかわ子ども総合条例」の改正について

1 改正理由

「こども基本法（R4年法律第77号）」の基本理念及びこども家庭庁の設置（R5年4月～）や近年の社会環境動向を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた本県の取り組みについて、子どもの権利を守るという観点から、（1）ヤングケアラー、（2）子どもの貧困、（3）未就園児に対する支援を、本県の子ども・子育て支援施策の拠り所であるいしかわ子ども総合条例に盛り込むための改正を行う。

2 主な改正内容

（1）ヤングケアラー支援に関する規定の新設

ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されるよう規定を整備。

＜規定内容＞

ヤングケアラーの定義、県による総合的な支援の推進（県民の理解促進、子どもへの支援（教員研修等）、保護者への支援、県ヤングケアラー支援計画の策定）

（2）子どもの貧困対策に関する規定の新設

子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、国と協力しつつ、県内の状況に応じた施策を推進できるよう規定を整備。

＜規定内容＞

県による総合的な支援の推進、県の貧困対策計画の策定

（3）未就園児対策に関する規定の新設

地域の保育所等に通所していない子ども（未就園児）と、在園児が等しく発達成長できる機会の確保と、育児疲れによる負担を抱える保護者を支援できるよう規定を整備。

＜規定内容＞

モデル施設の設置、保護者の利用手続きなど

3 施行日

令和5年4月1日